平成２１年（フ）第２７０４号
福岡市東区青葉２丁目14番１―201号
債務者　小柳　里美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７０７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4464番地サンワード篠栗ⅡＢ―102号
債務者　横川　貴之
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７１１号
福岡市博多区美野島２丁目22番９号
債務者　山口　正博
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７２５号
福岡県筑紫野市大字山家5121番地12
債務者　平野こずえ
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７２９号
福岡市博多区堅粕２丁目13番３―303号
債務者　辻　　泰規
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７３２号
福岡市博多区博多駅前４―11―６―507
債務者　政住　清貴
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７３３号
福岡市博多区博多駅前４―11―６―507
債務者　政住　啓子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７３４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田718番地
債務者　吉岡　和夫
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７４１号
福岡市博多区諸岡２丁目７番10号
債務者　江頭　智子（旧姓八木・磯崎）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７５４号
福岡市西区内浜２丁目９番３号
債務者　中村　龍二
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７５９号
福岡県前原市波多江駅北４丁目11番35―607号
債務者　財前　憲子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７６２号
福岡市東区和白丘３丁目23番６号
債務者　尾中　裕美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７６９号
福岡市早良区南庄４丁目２番３―106号
債務者　藤江　真代
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７９３号
福岡市東区和白ヶ丘２丁目23―30
債務者　占部　富子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７９７号
福岡市南区柏原６丁目62番８―103号
債務者　前田　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８０８号
福岡市南区三宅３丁目９番６号
債務者　南嶋　盛充
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８２３号
福岡県古賀市中央２丁目11―40、住民票上の住所福岡市東区香椎照葉１丁目２番３―402号
債務者　佐々木隆之
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８２５号
福岡県古賀市千鳥１丁目４番８―105号
債務者　白石美千代
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部